

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第60号

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例（平成17年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の2第1項 <u>並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）</u> 第4条の2第1項及び第2項の規定に基づき、<u>県内</u>の市町村が行う国民健康保険の財政を調整するための<u>交付金</u>（以下「調整交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の2第1項の規定に基づき、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するための<u>調整交付金</u>（以下「調整交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通調整交付金 <u>政令第4条の2第1項第1号</u>に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通調整交付金 <u>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）</u> 第4条の2第1項第1号に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(調整交付金の総額)</p> <p>第2条 調整交付金の総額は、法第72条第2項第1号に規定する算定対象額の<u>100分の9</u>に相当する額とする。</p>	<p>(調整交付金の総額)</p> <p>第2条 調整交付金の総額は、法第72条第2項第1号に規定する算定対象額の<u>100分の7</u>に相当する額とする。</p>
<p>(調整交付金の種類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 普通調整交付金の総額は、前条に規定する調整交付金の総額の<u>9分の6</u>に相当する額とする。</p> <p>5 特別調整交付金の総額は、前条に規定する調整交</p>	<p>(調整交付金の種類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 普通調整交付金の総額は、前条に規定する調整交付金の総額の<u>7分の6</u>に相当する額とする。</p> <p>5 特別調整交付金の総額は、前条に規定する調整交</p>

付金の総額の <u>9分の3</u> に相当する額とする。 6 略	付金の総額の <u>7分の1</u> に相当する額とする。 6 略
--------------------------------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の規定は、平成24年度の国民健康保険の財政を調整するための交付金から適用する。